

## 品川区工事成績評定要綱

制定 平成 25 年 8 月 19 日 区長決定 要綱第 128 号  
改正 令和 3 年 12 月 27 日 部長決定 要綱第 350 号  
改正 令和 6 年 3 月 27 日 部長決定 要綱第 191 号  
改正 令和 8 年 1 月 28 日 部長決定 要綱第 260 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、品川区工事施行規程（平成 5 年品川区訓令甲第 6 号。以下「工事施行規程」という。）第 22 条の 2 の規定に基づき、品川区が施行する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、監督員および検査員が厳正かつ適切に評定を行うことにより、工事請負者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の請負工事とする。

### (評定者)

第 3 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 工事施行規程第 9 条の 2 の標準仕様書に定める総括監督員、主任監督員および担当監督員（以下これらを「監督員」という。）
- (2) 品川区契約事務規則（昭和 39 年品川区規則第 8 号。以下「契約事務規則」という。）第 56 条第 1 項の検査員（以下「検査員」という。）

### (評定の時期)

第 4 条 評定者は、工事が完了した後に行う検査に合格した日から 14 日以内に評定を行う。

### (評定の実施)

第 5 条 評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（第 1 号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について次条から第 9 条までに定めるところにより評定を行う。

### (主任監督員および担当監督員が行う評定内容および方法等)

第 6 条 主任監督員および担当監督員は、評定表の評定項目のうち次に掲げるものについて評定を行う。

- (1) 基本的な技術力と成果の評価
- (2) 技術力の発揮
- (3) 創意工夫と熱意
- (4) 社会的貢献

2 前項の評定に係る次の表の左欄に掲げる工事成績評定項目別評定表の様式は、それぞれ右欄に掲げる様式とする。

工事成績評定項目別評定表	様式
基本的な技術力と成果の評価	第 2 号様式から第 2 号様式の 8 まで
技術力の発揮	第 3 号様式
創意工夫と熱意	第 4 号様式
社会的貢献	第 5 号様式

3 主任監督員および担当監督員は、評定の結果を評定表および工事成績評定項目別評定表により総括監督員へ報告する。

(総括監督員が行う評定内容および方法等)

第7条 総括監督員は、前条の規定により主任監督員および担当監督員の行った評定の結果を総合的に判断し、評定表の各評定項目（法令遵守等の項目を除く。）について評定を行う。

2 総括監督員は、工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)(第6号様式)について評定を行う。

3 総括監督員が前2項の規定により評定を行った結果をもって、監督員が行う工事成績評定とする。

(検査員が行う評定内容および方法等)

第8条 検査員は、評定表の評定項目のうち基本的な技術力と成果の評価（施工管理の項目に限る。）について評定を行う。

2 前項の規定による評定に係る次の表の左欄に掲げる検査成績評定表および検査成績評定項目別評定表の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによる。

検査成績評定表	様式
土木工事	第7号様式
建築工事	第7号様式の2
機械設備工事	第7号様式の3
電気設備工事	第7号様式の4

検査成績評定項目別評定表	様式
土木工事	第8号様式から第8号様式の9まで
建築工事	第8号様式の10
機械設備工事	第8号様式の11
電気設備工事	第8号様式の12

3 検査員は、第1項の評定の結果を、検査成績評定表および検査成績評定項目別評定表により経理課長へ報告する。

4 第1項の規定により評定を行った結果をもって検査員が行う工事成績評定とする。

5 検査員は、第3項の規定による報告の後、成績評定表を総括監督員へ送付する。

(評定結果のとりまとめ)

第9条 総括監督員は、検査員の評定の結果および監督員の評定の結果を取りまとめ、評定表および工事成績評定報告書（第9号様式。以下「報告書」という。）に評定の結果を記録する。

(評定結果の報告)

第10条 評定に係る工事を主管する課長（品川区会計事務規則(昭和39年品川区規則第5号。以下「会計事務規則」という。)第2条第4号の課長をいう。以下「工事主管課長」という。)は、評定の結果について当該工事を主管する部長（会計事務規則第2条第2号の部長をいう。以下「工事主管部長」という。）へ報告する。

(評定結果の送付)

第11条 工事主管課長は、評定点を取りまとめた評定表および報告書の写しを経理課長へ送付する。

#### (評定結果の通知)

第 12 条 工事主管部長は、工事成績評定通知書（第 10 号様式。以下「通知書」という。）および項目別評定点表（第 11 号様式。以下「評定点表」という。）により、工事主管課長を通じて、速やかに当該工事の請負者に評定の結果を通知する。

2 工事主管課長は、前項の規定により評定の結果を当該工事の請負者に通知するときは、次に掲げる事項について説明するものとする。

- (1) 通知書および評定点表の記載内容について、工事主管課長に対して説明を求めることができること。
- (2) 前号の説明を求めた場合であって、通知書および評定点表の記載内容に苦情があるときは、契約事務規則第 2 条第 2 号の契約担当者（以下「契約担当者」という。）に対して苦情を申し立てることができること。

#### (評定通知内容の説明)

第 13 条 請負者は、工事主管課長に対し、評定の内容について、前条第 2 項の規定による通知を受けた日から 7 日目までの期間に説明を求めることができる。

- 2 前項の期間には、品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第 2 号。)第 1 条各号に規定する休日(第 14 条第 3 項において「休日」という。)は算入しない。
- 3 工事主管課長は、第 1 項の規定により評定の内容について請負者から説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

#### (契約担当者に対する苦情の申立て)

第 14 条 請負者は、前条第 1 項の説明について苦情があるときは、契約担当者に対して苦情を申し立てることができる。

- 2 請負者は、前項の規定による苦情の申立てをする場合は、第 12 条第 1 項の規定による通知を受けた日から 10 日目までの期間に、工事成績評定に関する苦情申出書（第 12 号様式）を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 前項の期間には、休日を算入しない。
- 4 請負者は、第 1 項の規定による苦情の申立てをする場合は、申立ての根拠となる証拠、記録書類等を苦情申出書に添付するものとする。

#### (工事成績評定苦情審査委員会の設置等)

第 15 条 苦情の申立てに厳正かつ公正に対処するため、品川区工事成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 契約担当者は、請負者から苦情の申立てがあった場合は、品川区工事成績評定苦情審査委員会付議依頼書（第 13 号様式。以下「付議依頼書」という。）を前項の委員会に提出し、その意見を聴かななければならない。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### (苦情申立てへの回答)

第 16 条 契約担当者は、請負者から申し立てられた苦情に対する委員会の意見を十分検討し、その結果を回答書（第 14 号様式）に取りまとめ、請負者へ速やかに回答しなければならない。

#### (評定の修正)

第 17 条 総括監督員および検査員（以下これらを「修正者」という。）は、苦情に対し委員会から意見があった場合または次に掲げる場合に該当するときは、評定を修正することができる。

- (1) 評定の通知後、請負者に重大な法令違反等が判明した場合
- (2) 評定の通知後、工事目的物に請負者の故意または重大な過失による契約不適合が判明した場合

(3) 修正者が評定の錯誤等により修正が必要であると認めた場合

- 2 修正者は、前項の規定により委員会の意見を踏まえ評定を修正した場合にあっては、委員会へ報告するものとする。
- 3 修正者は、第1項各号に該当する評定を修正する場合は、当該請負工事の契約書における契約不適合責任期間内とする。
- 4 第1項の規定による評定の修正については、第6条から第12条までの規定を準用する。

(優秀工事の公表)

第18条 経理課長は、評定の結果、成績が優秀である工事について、工事件名、請負者名等を公表することができる。

(委任)

第19条 この要綱の適用について必要な事項は、別に企画経営部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日以後に竣工する請負工事について適用する。
- 2 品川区工事成績評定実施要綱（昭和55年7月21日区長決定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日以後に竣工する請負工事について適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日以後に竣工する請負工事について適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日以後に契約する請負工事について適用する。

(工事主管課発番号)  
年 月 日

(請負者)

様

発注者 \_\_\_\_\_  
通知者 \_\_\_\_\_

### 工事成績評定通知書

貴社が施工した下記の工事について、品川区工事成績評定要綱第12条に基づき成績評定の結果等を下記のとおり通知します。

記

工 事 件 名			
工 期	年 月 日	から	年 月 日 まで
業 種 番 号		業種名	
主任(監理)技術者			
成 績 評 定	総評定点		点(項目別評定点は別表のとおり)

上記成績評定に疑問がある場合は、この通知を受けた日から7日以内に「成績評定についての問い合わせ先」に対して説明を求めることができます。さらに、その説明に不服がある場合は、この通知を受けた日から起算して10日以内に下記の「あて先」に対して書面により苦情の申立てを行うことができます。前記のいずれの期間も、品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)に規定する休日は含まれません。

苦情に対する回答は書面により行います。

「成績評定についての問い合わせ先」

(工事主管課長) 課長

「苦情申立てあて先及び提出先」

あて先：契約担当者

第 号  
年 月 日

殿

発注者 \_\_\_\_\_  
通知者 \_\_\_\_\_

## 工事成績評定通知書(修正)

貴社が施工した下記の工事について、品川区工事成績評定要綱第12条に基づき成績評定の結果等を下記のとおり修正し通知します。

記

工 事 件 名			
工 期	年 月 日 から		年 月 日 まで
業 種 番 号		業 種 名	
主任(監理)技術者			
成 績 評 定	総評定点	点(項目別評定点は別表のとおり)	
修正の理由			

上記成績評定に疑問がある場合は、この通知を受けた日から7日以内に「成績評定についての問い合わせ先」に対して説明を求めることができます。さらに、その説明に不服がある場合は、この通知を受けた日から起算して10日以内に下記の「あて先」に対して書面により苦情の申立てを行うことができます。前記のいずれの期間も、品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)に規定する休日含まれません。

苦情に対する回答は書面により行います。

「成績評定についての問い合わせ先」

(工事主管課長) 課長

「苦情申立てあて先及び提出先」

あて先：契約担当者

提出先： 課長

別記第11号様式

項目別評定点

評 定 項 目 ・ 細 目			評 定 点 / 満 点
1 基本的な技術力と成果の評価	施 工 体 制	施 工 体 制 全 般	/5点
		配 置 技 術 者	/5点
		対 外 調 整	/5点
	現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	/10点
		工 程 管 理	/10点
	施 工 管 理	施 工 管 理	/15点
		品 質 管 理	/15点
		出 来 ば え	/30点
	2	技 術 力 の 発 揮	/2点
3	創 意 工 夫 と 熱 意	/2点	
4	社 会 的 貢 献	/1点	
5	法 令 遵 守 等		
総 評 定 点			/100点

※ 総評定点欄において小数点以下を切り捨て、整数としています。  
 また、通常の評定は、1基本的な技術力と成果の評価で評定されますので、  
 2技術力の発揮、3創意工夫と熱意、4社会的貢献については、評定されないことがあります。

## 工事成績評定に関する苦情申出書

年 月 日

契約担当者 あて

工事請負者  
住所  
会社名  
代表者

工 事 件 名			
工 事 場 所			
工 期			
契 約 金 額	¥		契 約 番 号
工事成績評定の 評定項目・細目 のうち苦情のあ る事項	評定項目・細目	評定点	苦 情 内 容
苦情内容の具体 的理由・根拠と なる事項及び資 料の概要			

※根拠となる資料を必ず添付すること。

回 答 書

年 月 日

申立者の住所氏名等  
様

契約担当者

Ⓔ

工 事 件 名			
工 事 場 所			
工 期			
契 約 金 額	¥	契 約 番 号	
苦情のある事項			
苦情に対する 回 答			